

倉敷市公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会（市幼・こ P）

私たち、倉敷市公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会（通称、「市幼・こ P」）は、倉敷市内の公立幼稚園・こども園に通う子どもたちの未来を支える様々な活動に取り組んでいます。例えば、倉敷市・早島町教育委員会に対して教育改善や環境整備等の要望を提出したり、園長会との懇談を行ったり、保護者のための研修を行ったり、また、岡山県内の国公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会（県幼・こ P）にも参画し、他の地域との交流や情報交換をしたりしています。

こうした活動を通して、倉敷市内の幼稚園・こども園の魅力アップを目指しています。難しそうに聞こえますが、「子どもたちのためにできること」を、メンバーで考えて活動しています。

✿活動目的

幼児の健全な発達と幸福な成長、さらには PTA 会員相互の研修を推進することを目的としています。

✿活動内容

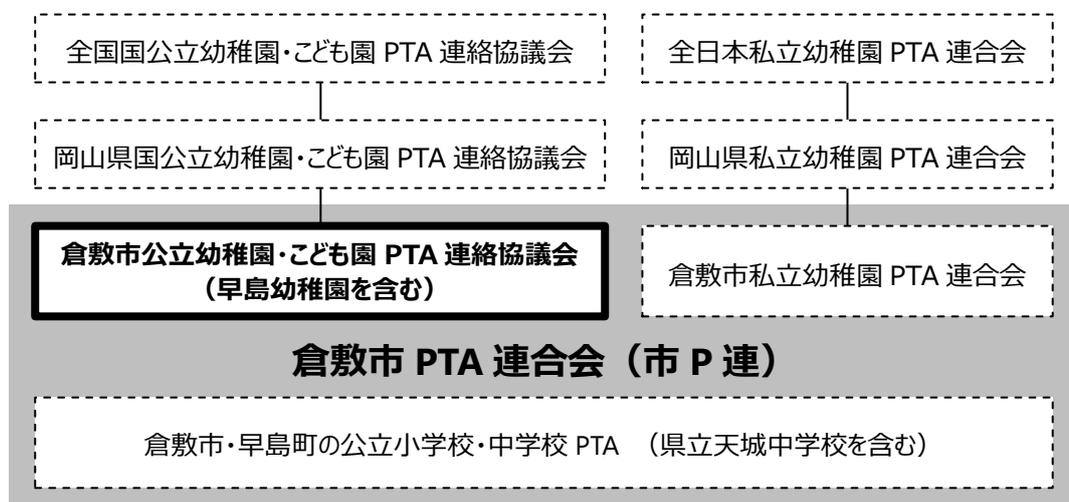
（1）倉敷市・早島町における活動

- ① 倉敷市・早島町教育委員会に対する教育の充実や環境整備等に関する要望書の検討・提出
- ② 倉敷市・早島町単位 PTA 情報交換会における幼稚園・こども園部門の企画・運営
- ③ 校園長会と倉敷市 PTA 連合会との懇談会への参画
- ④ 倉敷市子ども子育て支援審査会への参画
- ⑤ その他、本会推進に必要な事項の検討

（2）岡山県国公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会（県幼・こ P）への参画

- ① 各種会議（総会・委員会・幹事会）への出席
- ② 研修会への参加
- ③ 会報原稿作成（担当園のみ）
- ④ 倉敷市で開催される県幼・こ P 研修会の企画・運営

✿他組織と連携関係図



※倉敷市 PTA 連合会 加入校園名一覧は別紙参照

✿市幼・こ P 運営体制

(1) 本会には、次の役員を置く。

担当	人数 (内訳)	役割
会長	1名 (保護者1名)	会を代表し、統括する。
副会長	2名 (保護者1名・園長1名)	会長を補佐し、必要に応じて、会長が指名した副会長がその職務を代行する。
推進委員	3名以上 (保護者2名以上・園長1名)	要望書の検討、外部会議への会長代理出席、会議議事録の作成等、本会の推進に必要な業務を担う。
顧問	若干名 (前年度会長1名含む)	会の重要な業務に関し、会長の諮問に応える。

(2) 顧問を除き役員となるための要件は、倉敷市 PTA 連合会 (以下、「市 P 連」という。) 規約第 4 条 (組織) に従い、以下のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 倉敷市又は早島町の公立幼稚園・こども園の PTA 会員

※各単位 PTA において役員経験者である必要はない。

② 倉敷市又は早島町の公立小学校の PTA 会員であり、前年度末で倉敷市又は早島町の公立幼稚園・こども園を卒業した子を持つ元 PTA 会員

※本会の事業推進にあたり園や PTA 活動に関する十分な知識と理解がある方が適任であることから認める。

(3) 会長及び副会長は、市 P 連規約第 5 条 (役員) に定める役員となる。

(4) 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(5) 庶務会計の処理については、市 P 連事務局が担当する。

✿役員の実務的な業務分担・役割

(1) 倉敷市・早島町における活動内容

※日程については調整可能なものもあり。

主な業務内容	担当
倉敷市・早島町教育委員会に対する教育の充実や環境整備等に関する協議の検討・提出 ①検討会議 (年 1~2 回)、②教育委員会との懇談会 (年 1 回平日)	会長・副会長・ 推進委員 1 名 ・顧問
単位 PTA 情報交換会における幼稚園・こども園部門の企画・運営 (年 1 回平日)	全員
校長会と倉敷市 PTA 連合会との懇談会への出席 (2 年に 1 回平日)	会長・副会長 1 名
倉敷市子ども子育て支援審査会への出席 (年 3~4 回平日午後開催)	顧問
本会推進に必要な会議の開催及び出席 ①市 P 連総会 (年 1 回)、②推進委員会 (年 1 回)	全員

(2) 岡山県国公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会における活動内容

主な業務内容	担当
各種会議への出席 ①総会 (年 1 回平日午後)、②委員会 (年 1 回平日午後)、③幹事会 (年 2 回平日午後)、④研修会 (年 1 回平日午後)	会長・副会長 2 名
倉敷市が県幼・こ P 連主催の研修会の企画・運営を担当	推進委員

※県幼・こ P の役員となった場合は、別途業務あり。